

平成30年12月26日



飯山市農業委員会議事録

平成30年12月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会

平成30年12月26日



飯山市農業委員会議事録

平成30年12月農業委員会議事内容

日 時 平成30年12月26日(水) 午後1時30分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議 長 松永 晋一 農業委員長

議事録署名委員 議席番号19番 清水 敏明 委員
議席番号 1番 飛澤 正志 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第3条の許可決定について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の
受理について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の
受理について
報告第4号 農用地利用配分計画 案 について



飯山市農業委員会議事録

別紙

出欠		氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	山崎 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
欠席	10	服部 克士	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	大熊 妙子	
出席	14	丸山 和義	
出席	15	酒井 智恵子	
出席	16	宮澤 義仁	
出席	17	廣瀬 公一	
出席	18	小出 政敏	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



飯山市農業委員会議事録

事務局	<p>これより12月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思ひます。最初に会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>年末何かとお忙しいところご苦労さまでございます。非常に暖かい日が続いておりました、いまだに雪がほとんどないという状況でこのままいけば雪のないお正月かと思ひましたが、明日あたりから非常に強い寒波が来てるということで、急激に雪が降るといふ予報がされているわけでありませう。雪の対策等に万全を期させていただきたいと思ひます。</p> <p>過日、20日に農業再生協議会北信地方部委員・幹事会議が開催されました。来年の水稲作付け目安目標の配分という会議でございます。内容をおつなぎしご協力お願いしたいという事でございます。県下では作付け目安目標を30,651haに対して、実績は31,003haで目標値に対して352haの過剰作付けになったということですが、前年より過剰が73ha減ったという状況ということでございます。過剰作付けについては、飯綱町と飯山市で今まで過剰であったわけですが、解消したという状況でございます。北信地域は目標13,951t、地域間調整した後の目標で2,505haでございましたが、実績が2,486haで、19ha目安目標より少なかったという状況でございます。来年は毎年全国で9万tずつ消費量が減っていますが、それ以上の約10万t位が減ってきているということで、毎年8万t減っていくという需要見通しの中で計画されていたわけですが、その見直しを図られるということでございます。そのような中で来年の目標については、反収も若干下がったという事もあります、飯山市の目標は6,767t、面積換算で1,195haでございます。例年に比較すると174t、面積34.8ha前年より増えているということでございます。これは分母を増やせという意味ではなく、作表指数等も勘案する中でこの数字になったということでございます。これをもちまして、飯山市再生協議会で最終的に飯山市案を決定し、皆さんにお知らせするという事でございますが、よろしくお祈りします。</p> <p>31年度から水稲共済については、今までは2,000㎡以上は強制加入、それ以下は任意加入という事でしたが、すべて任意加入になるということで、共済でも継続するかしないかを確認しないといけないということで、事務作業を約ひと月早めてもらいたいという事、前年より早めに皆さんに作付け計画等調査することになります。よろしくご協力願いたいという事でございます。</p> <p>今日は5条案件で太陽光発電という事、今までなかったような案件も出てきますが、慎重に審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日、太陽光発電の転用案件もあるという事、県農業会議の農地関係を担当されています深瀬さんが傍聴に見えられていますのでご紹介します。</p>
議長	<p>【事務局より資料をもとに経過報告】</p> <p>議事録署名人の指名はこちらで指名させていただきます。 議席番号19番 清水 敏明 委員 議席番号1番 飛澤 正志 委員 それでは農地議案審議に入ります。</p>



飯山市農業委員会議事録

議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>【議案第1号 所有権移転 No.32～No.35 議案書をもとに朗読】 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
19番	No.32の譲渡人ですが、相続により田んぼを取得した中で、平成30年におきましては、農地中間管理機構へ貸付していましたが、合意解約されたということです。譲渡人は現在9,000㎡ほど農業をされていまして、自宅の近くの田んぼということで、今回規模拡大のため取得すると伺っております。農業も実際行っておりますので、問題ないと思います。
4番	No.33の譲渡人は、旦那さんが2年ほど前に亡くなられた関係もあって、娘さんの所へ転居するというので、住宅と隣接する農地を売りに出していたところ、譲受人が購入し農業もしっかりやるということで伺っております。問題ないと思います。
15番	No.34の譲受人はIターンで来られて、〇〇スキー場でスキーの先生をやられているようです。申請地の隣の家を買われて冬は〇〇スキー場で働き、夏はアスパラをやりたいということです。最初の1年は家庭菜園をやって余ったものは道の駅などに出して、2年目からはJAや農業改良普及センターの指導を受けてアスパラの作付けを行って、大体5年目までには収入増という計画を立てており、しっかりした計画を立てておられるので、問題ないのではないかと思います。
4番	No.35の申請地は、〇〇の工場団地の北側でして、去年も譲渡人は畑を売却されています。高齢で農業やる意欲がなくなってしまったようです。道路から奥へ長い畑でして、一括購入して道路側には5条転用で住宅を建ててその奥ということですので、問題ないと思います。
議長	<p>それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可するというので、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許



飯山市農業委員会議事録

<p>事務局</p>	<p>可することに決定します。 続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。これについては、No.13～No.15を一括審議していただきまして、No.16は後に審議いただきたいと思います。説明をお願いします。</p> <p>【議案第2号 No.13～No.15 議案書をもとに朗読】</p>
<p>議長</p>	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。</p>
<p>1番</p>	<p>No.13は住宅地の中の第3種農地ですので、問題ないと思います。</p>
<p>4番</p>	<p>No.14の地図を見ていただければ分かりますが、畑のところの住宅建築ということですので、近隣農地の所有者の方たちによく話をいただければ、第3種農地ですので、問題ないと思います。</p>
<p>18番</p>	<p>No.15は事務局の説明のとおり、親と同居するための住宅ということで問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について【No.13～No.15】原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について【No.13～No.15】農業委員会は許可することに決定します。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第2号 No.16 議案書をもとに朗読】</p>
<p>9番</p>	<p>No.16は工事着工が8月初めで、許可なしの着工でありました。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の申請については2点あると思うんですが、事前着工したということ。工事は止まっていますが、資材その他は現状に戻さないで、すぐにでも着工できるようにそこへ置いてあるし、杭も打ってあるという状況。もう1点は農業委員会とすれば、周辺の農業に多大な影響を受けるという事が明らかに認められる場合は許可しないことができるという点だけです。その他は許可しない理由はないという見解だということでございます。それを踏まえて論議していただきたいと思います。最終的には採決いたします。</p>
<p>12番</p>	<p>先日、太陽光発電の関係で景観協議会で山梨県北杜市へ視察に行きまし</p>



飯山市農業委員会議事録

	<p>た。八ヶ岳の山麓にたくさん太陽光発電がありまして、景観的に良くない。ただ、法律的には問題はないけど、地元の景観を考える団体が周りに植樹してくれということなので納得したような形で、周りに木を植えてある状態を見てきました。木もだんだん大きくなってから、見た目にはその方が良いのかなと思いました。八ヶ岳の山麓の美しい景色を太陽光発電で良く映って行かないというのが現実だと思います。環境はどうか分かりませんが、景観を重視していかななくてはいけないのかなと思いました。</p>
9 番	<p>担当者の説明では水路から 3m を何もしないというような話もしていました。除雪作業で壊れる可能性があるからそういうのも考慮しないといけないという話をしておいたんですが、そうはなっていないみたいです。</p>
11 番	<p>太陽光パネルの高さはどのくらいですか。</p>
9 番	<p>地上高 1,200。</p>
6 番 事務局	<p>市へ景観計画を出してあると思うんですけど、OK になったんですか。 届出行為になるので、許可云々ではない。</p>
6 番 事務局	<p>届出でも住宅ですと色々な指示があるんですけども、これは出すだけでそういうのはないのですか。</p>
事務局	<p>意見を言うという事があります。ただ究極はやらないでくださいという話なんですけど、そもそも論として国の方で再生可能エネルギーを大変強力で推進しているという大前提があって、その引き金になっているのは東日本大震災なんですけども、その後に Fit 法（固定価格買取制度）ができた関係で、比較的手の付けやすい太陽光発電が爆発的に今増えている現状があります。基本的には法律で抑える仕組みになっていないというのが現状です。「太陽光発電を農地でやりませんか」というチラシが全戸に入っでご覧になったと思いますけど、その関係もあって問い合わせが非常に多いです。「農振農用地に入っていますか。」入っていなければ、「1 種農地ですか。2 種農地ですか。」という言い方をしてくる、2 種農地だったら「農地転用できますか」と言ってきます。今回もそうなんですけど、住宅地の中の農地が 2 種農地になってしまうんですね。そういうことになると、結局景観的にどうだとか、農地法上どうだとかなかなか言えないんですけど、地域住民の方が迷惑を被るというような仕組みになってしまうんですね。今回のケースもそうなんですけど、地権者は市外にいますので、文句の言うところもないというところもある。全国的に色々な問題が起こっています。</p>
事務局	<p>法律的な規制はない。ただ協力を求める話し合いはできるけど、やるかやらないかは業者次第ということ。</p>
15 番	<p>機械的に言えば反対することもなく OK なんでしょうけど、これから何か問題があったときに、すぐ連絡が取れてすぐ対応してくれるかという不</p>



飯山市農業委員会議事録

事務局	<p>安もありますし、事前着工して問題があつて、地域の人たちともうまくやれないという所から、条件じゃないけど、地域の人たちとの対応というか約束をしっかりやってもらいたいという所を伝えないといけないと思います。</p> <p>その法的な拘束力がないんです。地域との協力を求めるだけで、許可・不許可出した後は住民運動で損害賠償請求された時には農業委員会は手も足も出せませんということ。</p>
11番	<p>この太陽光発電で利益を得る方と、不快な人たちとのせめぎ合いじゃないですか。だからこういう問題があつて、農業委員会では困っているんだという事を、県を通して国に言ってもらわないとずっと農業委員会で問題になりますし、ひとつできればまた周り中できてしまうんじゃないですか。</p>
事務局	<p>この話は地域振興局だけではなくて、県の農政部と環境部にも話が行っています。こういう状況を県の方でも把握したいというか、聞かせてくださいみたいところがあつて、11月に服部委員さんと酒井委員さんと私で県の環境部へ行って事情説明したり、お話を聞いてきたという経過があります。話のありました地区の同意ということですが、法的には推奨事項ということで、地元への説明をしてくださいというのはありますけど、強制力はないし、同意も必要としていないです。今後の見通しとしてどうか聞いたら、地元の同意は事業の停滞につながりかねないので、それを求めることは将来的にないだろうという見解でした。</p>
14番	<p>去年、地元で太陽光発電できましたけど、その時は地元へ来て説明会したり、近所の人とは詳しいことを直接説明したり、要望を出したりして了解した。地域の真ん中にできるんだからそういう部分をちゃんとしなくては色々なところで良いだ、悪いだという話が出てくる。法的な根拠はないけど地域と話をしないとだめだと思う。</p>
13番	<p>農業委員会とすれば、今言われているようなことを判断するところではない。農業委員会として考えなければいけないのは、この太陽光発電は農地が的になってきている点はやはり考えて行かなくてはいけないし、農業に影響があるなら、それに対する対策はこれから考えて行かなくてはいけないと思います。それと、近所の人たちの心情的なものとか、環境的なものは、今ここで判断する基準にはならないと思います。</p>
議長	<p>やはり農業委員会の権限でないところの話の方が大きくなっている。国は推進しているということでハードルは低くしてある。そのしわ寄せは農地転用で農業委員会へ全部くる。だけど、農業委員会ではそれを止める権限が与えられていない。だから、無断転用しかかっていることをどう見るか。周りの農業に大きな影響があるかどうか。そこを考えてもらいたい。今の農地法に照らしていいか、悪いかそれしかないんです。不許可にするなら明確に「農地法の何に該当し許可しません」と通知しなくてはならないし、相手が納得する理由をきちんとしなくてはならない。</p>



飯山市農業委員会議事録

4 番	転用許可を取らずに工事が進行しているという点を明確にした方が良いのではないかと。
13 番	事前着工で農業委員会にきちんと申請を出さなかったという点は言えると思います。ただ、周辺農地にどれだけ影響があるかという事を基準にして考えた場合、許可しない基準にはならないと思います。
議長	農業には大きな影響はないと捉えることができると思います。 もうひとつの違反転用しようとして工事が止まっている。ただし、杭が打ってあり、資材が置いてある状態が良いか悪いか。その辺のところでないでしょうか。農業委員会の権限で原状回復命令はできるようにはなっているけれど。
6 番	現状復旧してもらって、白紙に戻して再審査するくらい強く言ってもいいんじゃないですか。
14 番	毎日来ている管理者がいないというのは、迷惑かかるんだから、その辺を強く言うべきだと思いますよ。
11 番	管理者は遠くに住んでいても法律的には問題ないんですか。
事務局	農地法云々の話ではないんですけども、太陽光発電のガイドラインが出ていまして、その中では設置者・連絡先等細かい項目を掲示しなさいとなっていて、ガイドライン的には連絡が取れるようにはなっているんですけど、長野県内で Fit 法の許可出ているのが 73,000 件。そのうち飯山市は 66 件という事で、市町村の中では少ない方です。不適切な事案があったとして、この 73,000 件を指導していくのは不可能ですね。最終的には行政不服審査法に則って Fit 法の許可取り消しというのがあるんですけども、それがこの 73,000 件に対してできるのかどうか。農地法とは関係ない話ですけど。
13 番	今の段階で言えるのは事前着工だということをきちっと言って、現状に戻してもらって、許可を取ってやってくださいということを強く言えいいんじゃないですか。
7 番	それにしても追認しているものもあるんだから。
13 番	中身が違うんだからいいんじゃないですか。
7 番	法律的にどうなのか分かりません。
議長	基本的には 1 件ずつ審査して決めているんだからいいんです。だけど、明確に違う理由を言ってくださいと言われたら言えますか。
7 番	法律的には仕方がない話で、止めさせるには他の法律でないとダメだと思うんですけど、飯山市農業委員会として反対しても、県でひっくり返さ



飯山市農業委員会議事録

議長	<p>れるのは仕方がないと思います。地元と業者としっかり話し合ってもらえないんじゃないですか。それには行政も間に入って、話し合いをした方が良くと思います。</p>
9 番	<p>ただ話し合いは要件ではないんです。</p>
17 番	<p>村の中でも農地転用などの話をしたら、建たるしかないだろうと皆さん分かっているんです。ただ一番心配しているのは、この後の 20 年後、30 年後どうなるかということのほうがある。片づけ費用とか、壊れた時に連絡がつくかという問題を含めて。ただそういう話が一切ない。</p>
11 番	<p>農地転用の許可取らないで始めたとして一旦は否決として、片づけてやり直せば許可になると思うんですが、その間に地元の人と良く話し合いをしてもらうということを付けて、ここで時間をかけたらどうでしょう。ひと冬経てば考えも変わるのではないかと。雪が降るから 20 年、30 年は無理だと思います。</p>
事務局	<p>今ある太陽光発電は周りの人と話をしたり、維持管理をしっかりしてもらっているわけで、今回の件は近くに住んでいないことや、全然協力的でないというか、地元の理解を得ようという姿勢がない。これは法律的に問題ないと言われても、地元の人には納得できないじゃないですか。</p>
11 番	<p>そんなこともあるので、「問題があったら直ちに解消します。」という確約書を業者から取りました。</p>
事務局	<p>「問題があったときには直ちに撤去します。」というような内容ですか。</p>
議長	<p>撤去とは書いてないです。「速やかにトラブルの解消・改善をいたします。」という内容です。</p>
15 番	<p>許可が出てしまえば農業委員会が口出しすることは一切ない。だからここで時間をかけてしっかり論議しているんです。</p>
議長	<p>先に着工してやってしまえば、農業委員では何も言わないからと言ってこういうケースが増えてしまう可能性があるのでは。</p> <p>ケースバイケースだと思うんです。承知でやったなら農業委員会もしっかり対処して、現状復旧の県知事命令を出してもらって手続き上にあるということ。業者は山ほどあるので、それぞれのケースでよく判断してやってもらうという事だと思います。地元の人たちもまともに管理してもらえないか不安だし、この架台じゃあ雪に埋まってしまうだろうと雪の心配もしているだろうと思う。発電できなくても農業委員会には関係ないこと。</p> <p>十分論議いただいたと思いますが、他にご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>



飯山市農業委員会議事録

議長	<p>無いようですので採決いたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について【No.16】原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>
議長	<p>反対の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について【No.16】農業委員会は許可不相当、不許可理由は「事前着工をしたため」として県へ意見を送ることに決定します。</p> <p>続いて議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。関係する委員さんの退席をお願いします。</p> <p>(3番委員退席)</p>
事務局	<p>【議案第3号 No.440～No.479 議案書をもとに朗読】 【議案第3号 中間管理権 No.480～No.512 議案書をもとに朗読】 【議案第3号 所有権移転 No.513～No.514 議案書をもとに朗読】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
事務局	<p>無いようですので、それでは議案第3号農用地利用集積計画の決定について農業委員会は決定するというので、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積の決定について農業委員会は決定する。</p> <p>(3番委員着席)</p>
議長	<p>続いての報告第1号農地法3条の許可決定について、報告第2号第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第4号農用地利用配分計画案については報告事項ですので、各自確認をお願いします。</p> <p>何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>

平成30年12月26日



飯山市農業委員会議事録

議長	ご意見無いようですので、これもちまして農地議案審議を終了します。
----	----------------------------------

平成30年12月26日



飯山市農業委員会議事録

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

議席番号19番 _____ 清水 敏明

議席番号 1番 _____ 飛澤 正志